

## 米子市 3D 都市モデル作成業務にかかるプロポーザル実施要領

### 1 概要

#### (1) 目的

米子市 3D 都市モデル作成等にかかる業務を公募型プロポーザル方式により実施するものとし、最も優れた提案を行う事業者を選定する。

#### (2) 一般事項

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| ア 業務名   | 米子市 3D 都市モデル作成業務（以下、「本業務」という。）    |
| イ 業務期間  | 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで         |
| ウ 業務内容  | 「米子市 3D 都市モデル作成業務特記仕様書」のとおり       |
| エ 提案上限額 | <u>¥ 53,097 千円（消費税及び地方消費税を含む）</u> |

※提案上限額は、企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。なお、提案に関しては提案上限額を超えてはならない。

#### (3) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 令和元年度以降において、本業務における同種業務もしくは類似業務の実績があること。  
同種業務：3D 都市モデル作成（国交省都市局 Project PLATEAU に準じた整備）  
類似業務：地方公共団体における都市計画基本図作成
- イ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- オ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）及び JISQ15001（プライバシーマーク）を取得していること。
- カ ISO9001（品質マネジメントシステム）及び ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得していること。

### 2 手続き

#### (1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地 米子市総合政策部都市創造課

電話：0859-23-5292 E-mail：toshisouzou@city.yonago.lg.jp

## (2) 参加申込書の提出

本業務に係るプロポーザルに対して参加意思がある場合は、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式）および添付資料を提出すること。

### ア 提出様式

参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式） 1 部

### イ 提出期限

令和 6 年 5 月 15 日(水) 正午まで (必着)

### ウ 提出方法

(1) の担当部署へ持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第 2 項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

## (3) 企画提案書等の提出

(2) の参加申込書を提出した者は、次のとおり資料等を提出すること。

### ア 提出物及び部数

- ・（様式 1-1～1-5）企画提案書 9 部
- ・（様式 2-1～2-3）配置予定技術者調書 1 部
- ・（様式 3-1、3-2）提案見積書、見積内訳 1 部
- ・役員等調書兼照会承諾書 1 部
- ・市税等納付確認同意書 1 部

※提出物については、電子メール又は CD 若しくは DVD（1 枚）に記録された電子データを併せて提出すること。いずれも PDF 形式に変換して提出すること。

### イ 提出期限

令和 6 年 5 月 28 日 (火) 正午まで (必着)

### ウ 提出方法

上記アに掲げる企画提案書等については、(1) の担当部署への持参又は郵送若しくは信書便事業者による信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者に提供する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものによること。

## エ 企画提案書類の内容

### (ア) 企画提案書 (様式 1-1～1-5)

- ・表紙に本件の提出者、連絡担当者等の事項を記載すること。(様式 1-1)
- ・本業務における提案の全体像(実施方針、実施体制、実施フロー及び工程表)は、A4 サイズ片面 2 枚で記載すること。(様式 1-2)
- ・次の 4 つの特定テーマは、1 テーマにつき A4 サイズ片面 1 枚で記載すること。
  - 「特定テーマ 1」 都市計画基本図作成について(様式 1-3)
  - 「特定テーマ 2」 3D 都市モデル作成について(様式 1-4)
  - 「特定テーマ 3」 ユースケース開発について(様式 1-5)
- ・基本的に記載内容は A4 片面一枚とするが、印刷は A4 両面印刷とすること。
- ・文字サイズは 11 ポイント以上とし(図表中の文字については除く)、フォントの指定はない。

### (イ) 配置予定技術者調書 (様式 2-1～2-3)

- ・本業務に配置を予定する主任技術者、現場代理人及び照査技術者を指定し、その資格、経歴等を記載すること。
- ・主任技術者、現場代理人及び照査技術者の過去 5 年間(令和元年度以降)において、本業務における同種又は類似する実績、かつ、国・地方自治体が発注する業務の実績を記載すること。

### (ウ) 見積書 (様式 3-1、3-2)

- ・本業務に係る提案見積書(様式 3-1)及び見積内訳(様式 3-2)を作成すること。

## (4) 質問書の提出

質問は、質問の趣旨及び内容を記載の上、電子メールまたは持参により提出すること。

### ア 提出様式

質問書(様式 4)

### イ 提出期限

令和 6 年 5 月 7 日(火) 正午まで(必着)

### ウ 回答

回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。

最終の回答は、令和 6 年 5 月 10 日(金) 午後 4 時までに掲載する。

## (5) 審査方法など

### ア 第 1 次審査

- (ア) 参加申込者が 4 社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により 4 社を選出する。なお、参加申込者が 4 社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

- (イ) 第1次審査の結果について、令和6年5月30日(木)に全ての提案書提出者へ通知する。  
第1次審査合格者については、第2次審査に係る実施日等の詳細を併せて通知する。

#### イ 第2次審査

- (ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し評価を行う。実施日は、令和6年6月6日(木)の予定で、1社当たり、参加者は5名まで、説明時間は30分以内（質疑応答を最低10分は確保すること）とする。

プレゼンテーションについては対面式での実施を予定しているが、プレゼンテーション内でシステムのデモンストレーション等を行う場合には、一般的な自治体のネットワーク環境を考慮したものとする。なお、Web会議形式に変更する可能性がある。

#### (イ) 最優秀案の選定と実務交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。

#### (ウ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和6年6月12日(水)頃に第2次審査対象者へ通知を送る。

### 3 契約の交渉及び締結について

- (1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

### 4 日程

公募開始	令和6年4月26日(金) 本市公式HP等
質問書提出期限	令和6年5月7日(火) 正午まで
質問への回答(最終の回答)	令和6年5月10日(金) 午後4時まで
参加申込書の提出期限	令和6年5月15日(水) 正午まで
企画提案書等の提出期限	令和6年5月28日(火) 正午まで
第1次審査結果通知	令和6年5月30日(木)
プレゼンテーション実施	令和6年6月6日(木) 予定
審査結果通知	令和6年6月12日(水) 送付予定

## 5 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の上承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、米子市 3D 都市モデル作成業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。
- (6) 本プロポーザルにより選定された場合、契約後に、本市に対し、無断で仕様の縮小や削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。

以上